

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

原判決後被告人の妻によつて選任された弁護人は、被告人のため上訴の申立をする権限がない（昭和四三年（あ）第二五三一号同四四年九月四日当小法廷決定参照。）。よつて、刑訴法四一四条、三八五条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年一〇月一五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎